平成２４年（フ）第２７９号
長野市上松２丁目25番35号
債務者　毛呂　貴光
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
長野市上松２丁目25番35号
債務者　毛呂　征光
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
長野市稲田３丁目30番５―202号　グリーンライフA、申立時の住所長野市大字徳間3239番地　ワーズワースB棟102
債務者　毛呂　秀光
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
徳島県吉野川市鴨島町上下島57番地１　プレジール藍101、旧住所徳島市富田橋５丁目30番地の１
債務者　立川久美子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島361番地３、旧住所徳島市八万町夷山263番地の１
債務者　徳　　麻里
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４号
徳島県小松島市中郷町字西野１番地の29　県営住宅1008
債務者　池田　卓史
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
徳島県小松島市中郷町字西野１番地の29　県営住宅1008
債務者　池田　美貴
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
徳島県徳島市南末広町２―31　リバーサイド南末広六番館507、旧住所徳島県徳島市中常三島町３丁目14番地の16
債務者　山﨑　清美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４号
徳島県板野郡藍住町矢上字春日117番地23
債務者　樫原　高志
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５号
徳島県板野郡藍住町東中富字鑓場傍示24番地11
債務者　元原　光江
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字室木713番地24
債務者　西野　美香
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１１１号
熊本市東区沼山津４丁目28番16号、前住所神奈川県座間市入谷４丁目3014番地８
債務者　松本　憲二
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９号
熊本県荒尾市増永2546番地４
債務者　谷川ひろみ
1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２６号
熊本市中央区出水３丁目９番37号　出水サンハイツ107号、前住所熊本市東区出水４丁目17番23号
債務者　内町　靖明
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２７号
熊本市中央区出水３丁目９番37号　出水サンハイツ107号、前住所熊本市東区出水４丁目17番23号
債務者　内町　幸江
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１２号
大分県津久見市中央町14番４号
債務者　小野　朋子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目12番地の２サンライズ武庫川405号
債務者　柴田　　大
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係